

東京都都民の森条例（平成二年東京都条例第六十二号）新旧対照表

改正案	現行								
<p>第一条から第三条まで（現行のとおり） （施設の休業日等）</p> <p>第四条 都民の森の施設のうち、別表第一に掲げる施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>一 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日<del>に当たるときは、その翌日</del></p> <p>二 一月一日から同月三日まで</p> <p>三 十二月二十九日から同月三十一日まで</p> <p>2 前項第一号の規定にかかわらず、四月二十九日から五月五日まで、七月三十一日から八月三十一日まで及び十月一日から十一月三十日までの間は、休業日を設けない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>3 別表第一に掲げる施設の利用時間は、知事が定める。</p> <p>別表第一及び別表第二（現行のとおり）</p> <p>別表第三（第六条関係）</p> <table border="1" data-bbox="268 1013 1041 1085"> <thead> <tr> <th>利用単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人一泊</td> <td>三千円</td> </tr> </tbody> </table>	利用単位	使用料	一人一泊	三千円	<p>第一条から第三条まで（略） （施設の休業日等）</p> <p>第四条 都民の森の施設のうち、別表第一に掲げる施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>一 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は都民の日条例（昭和二十七年東京都条例第七十五号）に規定する都民の日<del>に当たるときは、その翌日</del></p> <p>二 一月一日から同月三日まで</p> <p>三 十二月二十九日から同月三十一日まで</p> <p>2 別表第一に掲げる施設の利用時間は、知事が定める。</p> <p>別表第一及び別表第二（略）</p> <p>別表第三（第六条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1142 1013 1915 1085"> <thead> <tr> <th>利用単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人一泊</td> <td>二千円</td> </tr> </tbody> </table>	利用単位	使用料	一人一泊	二千円
利用単位	使用料								
一人一泊	三千円								
利用単位	使用料								
一人一泊	二千円								